

◎佐賀県条例第17号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県暴力団排除条例の一部改正)

第1条 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第19条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第19条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

(旅館業に関する条例の一部改正)

第2条 旅館業に関する条例(昭和33年佐賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会教育施設等の指定)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設に類するものは、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博</p>	<p>(社会教育施設等の指定)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設に類するものは、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博</p>

改正前	改正後
物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設 (3) 略	物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (3) 略

(佐賀県立博物館設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県立博物館設置条例（昭和45年佐賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、</u> 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、佐賀県立博物館 （以下「博物館」という。）を設置する。	(設置) 第1条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、佐賀県立博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(佐賀県博物館及び美術館協議会条例の一部改正)

第4条 佐賀県博物館及び美術館協議会条例（昭和45年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定に基づき、佐賀県博物館及び美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定に基づき、佐賀県博物館及び美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例の一部改正)

第5条 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例（昭和60年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定に基づき、	(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定に基づき、

改正前	改正後
佐賀県立九州陶磁文化館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	佐賀県立九州陶磁文化館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（佐賀県立名護屋城博物館協議会条例の一部改正）

第6条 佐賀県立名護屋城博物館協議会条例（平成5年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（設置） 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定に基づき、佐賀県立名護屋城博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	（設置） 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定に基づき、佐賀県立名護屋城博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例の一部改正）

第7条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例（平成16年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（設置） 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条</u> の規定に基づき、佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	（設置） 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条</u> の規定に基づき、佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条及び第2条の規定の施行の際現に博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定による指定を受けている施設は、博物館法の一部を改正する法律による改正後の博物館法第31条第2項に規定する指定施設とみなす。